

○登米市低入札価格調査制度実施要綱

平成30年7月26日

告示第156号

改正 令和元年9月30日告示第67号

令和3年6月30日告示第181号

令和4年3月31日告示第78号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）又は施行令第167条の10の2第2項の規定により、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低の価格をもって申込みをした者又は価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を直ちに落札者としないうこととする必要がある場合の手続き（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札執行者 登米市事務決裁規程（平成17年登米市訓令第1号）別表第1の6の表（4）の項に規定する決裁権者をいう。
- (2) 競争入札等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- (3) 契約担当課長 登米市競争入札契約業者指名委員会規程（平成17年登米市訓令第26号）第4条第2項の表1号委員会の項中幹事と定める者のうち契約検査室長の職にあるものをいう。
- (4) 工事担当課長等 当該建設工事を所管する課室等の長の職にある者をいう。
- (5) 調査基準価格 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格をいう。
- (6) 調査基本価格 調査基準価格を算出するための基礎となる価格をいう。
- (7) 失格基準価格 低入札価格調査を行わず入札を失格とする場合の基準となる価格をいう。
- (8) 落札候補者 調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の入札価格で入札した者をいう。
- (9) 低価格入札 落札候補者のある入札をいう。

(対象工事)

第3条 低入札価格調査の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、競争入札等により落札者の決定を行うもののうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施行令第167条の10（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）において最低制限価格を設定しない競争入札等
- (2) 第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札
（調査基本価格の算出方法）

第4条 調査基本価格は、対象工事の予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった次の各号に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を合計した額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、調査基本価格を予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額の範囲内で定めることができる。

3 前2項の規定により算出された調査基本価格に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（調査基準価格の算定方法）

第5条 調査基準価格は、調査基本価格に0.99001から1.00000までの範囲内において電子入札システムにより無作為に抽出する係数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、開札の直前に設けるものとする。

（失格基準価格の算出方法）

第6条 失格基準価格は、対象工事の予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 直接工事費に10分の9.2を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の8.5を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の8.5を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に10分の6.3を乗じて得た額

第7条 調査基準価格及び失格基準価格は、予定価格調書に記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第8条 市長は、対象工事に係る入札を公告し、及び入札を執行するときは、必要に応じて次の事項を周知するものとする。

- (1) 調査基準価格及び失格基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、入札を保留し、調査の上、後日落札者を決定すること。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、低入札価格調査に必要な書類の提出及び事後の事情聴取等の調査に応じなければならないこと。この場合において、不誠実な行為（虚偽記載を含む。）があったときは、登米市指名停止基準に基づき指名停止を受ける場合があること。

（入札の執行）

第9条 入札執行者は、低価格入札が行われたときは、落札の決定を保留するものとし、調査の上後日落札者を決定する旨を告げて、入札を終了する。

2 前項の場合において、低価格入札になる入札価格のうち、失格基準価格を下回る場合は、当該入札者を失格とし、落札者とししないものとする。この場合において、入札執行者は、当該入札をした者に対し、その旨を告げるものとする。

3 前項の場合において、全ての入札者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格を下回るときは、入札執行者は、当該入札を中止するものとし、全ての入札者に対してその旨を告げるものとする。

（低入札価格調査の実施）

第10条 工事担当課長等及び契約担当課長は、前条第1項の規定により入札が保留となったときは、落札候補者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の確保の観点から支障がないかどうか（以下単に「落札の適否」という。）を調査するものとする。

2 前項の調査は、落札候補者（落札候補者が複数ある場合にあっては、最低の入札価格をもって入札した者）からの低入札価格調査に係る関係資料の提出、事情聴取、関係機関への照会その他の方法により行うものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 入札価格積算の根拠及び妥当性並びに労務、資材等の調達等の適否に関する事項
- (2) 施工能力の適否に関する事項
- (3) 落札候補者の経営状況に関する事項
- (4) その他市長が必要と認めた事項

3 工事担当課長等及び契約担当課長は、調査を終了したときは、低入札調査結果を登米市競争入札契約業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）に報告しなければならない。

（履行能力確認調査結果の審議）

第11条 指名委員会は、前条の調査結果に基づいて落札の適否を決定しなければならない。

(落札者の決定)

第12条 市長は、指名委員会の審議の結果、当該契約の履行が確保できると認めた場合は、落札候補者を落札者と決定し、直ちにその旨を入札結果通知書（様式第1号）により全ての入札参加者に通知する。

2 市長は、指名委員会の審議の結果、当該契約の履行が確保できないと認めた場合は、落札候補者を落札者とせず、その旨を低入札価格調査結果通知書（様式第2号）により通知する。この場合において、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い入札価格又は総合評価一般競争入札を適用した対象工事にあつては総合評価点の最も高い評価点に次いで高い評価点の者の入札価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の場合は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

3 前項後段に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回ったときは、第10条、第11条並びに第12条第1項及び第2項前段の規定を落札候補者がある場合に限り準用する。

(落札者等に対する通知)

第13条 市長は、前条の規定により落札者を決定したときは、直ちに落札者に通知するとともに登米市公共工事等発注見通し等の公表に関する要領（平成17年登米市告示第286号）に基づき公表するものとする。

2 前条第3項の規定を適用してもなお落札者が決定しないときは、入札執行者は、当該入札を中止するものとし、全ての入札参加者に対してその旨を通知するものとする。

(電子入札の場合の通知等)

第14条 入札を電子入札により執行する場合において、この要綱における入札者に対する通知等は、電子入札システムにより行うことができるものとする。

(監督体制の強化等)

第15条 工事担当課長等は、低入札価格調査の対象者を落札者として請負契約を締結したときは、当該工事について適正な施工管理が図られるよう十分な指導監督に努めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日告示第67号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年6月30日告示第181号）

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第78号）

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

様式第1号（第12条第1項関係）

入札結果通知書

年 月 日

入札参加者 様

登米市長

このことについて、低入札価格調査の結果、下記の工事の落札者が次のとおり決定しましたので、お知らせします。

記

- 1 工事名
- 2 落札者
- 3 落札金額 円（税抜）

様式第2号（第12条第2項関係）

低入札価格調査結果通知書

年 月 日

様

登米市長

このことについて、貴社から提出のあった調査書類及び事情聴取を経て、審査を行った結果、下記の工事の落札者として認められなかったため、通知します。

記

- 1 工事名
- 2 入札金額 円（税抜）
- 3 落札者として認められなかった理由

様式第1号（第12条第1項関係）

様式第2号（第12条第2項関係）